

内閣府は、重要土地等調査法に基づき、重要施設周辺や国境離島等における土地・建物の利用状況等について、不動産登記簿等の公簿等、届出、地図、航空写真、ウェブサイト等の情報により所要の調査をしているところ、今般、当該土地・建物の取得状況(令和6年度分)が取りまとめたため公表するもの。

概要

- 令和6年度中に売買等の契約による所有権の移転や建物の新築の登記により取得されたことが確認された土地・建物の集計結果は以下のとおり※。

※ 令和6年度と令和5年度では、調査の対象区域・期間が異なるため、一概に比較することはできない。
 (令和5年度は、大都市圏の区域における土地等取引の多くが調査対象外となっていたため)

〔大都市圏の区域が多い3次指定（180区域）の調査対象期間：令和5年度は約2.5ヶ月間、令和6年度は1年間〕

〔大都市圏の区域が多い4次指定（184区域）の調査対象期間：令和5年度は調査対象外、令和6年度は約10.5ヶ月間〕

年 度	令和6年度（583区域）	【参考】令和5年度（399区域）
土地・建物の取得総数	113,827 筆個 (土地 69,677筆、建物 44,150個)	16,862 筆個 (土地 10,514筆、建物 6,348個)
うち、外国人・外国系法人※による取得数	3,498 筆個 総数の <u>3.1%</u> (土地 1,744筆、建物 1,754個)	371 筆個 総数の <u>2.2%</u> (土地 174筆、建物 197個)

※・「外国人」は、国内に居住する外国籍を有する者及び国外に居住する外国人と思われる者
 ・「外国系法人」は、外国法人、及び内国法人であって外国籍を有する者又は国外に居住する外国人と思われる者が代表者となっているもの

- 令和6年度中において、重要土地等調査法第9条の規定による(重要施設等の機能を阻害するような土地等の利用の中止等を求める)勧告及び命令は実施していない。

(令和6年度) 重要施設周辺等における土地・建物の取得状況について②

外国人・外国系法人による土地・建物の取得状況の内訳

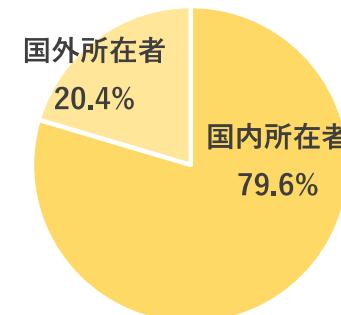
○ 該当事例の多い国又は地域

1 中国	1,674 筆個 (47.5%)	(土地 817筆、建物 857個)
2 台湾	414 筆個 (11.7%)	(土地 136筆、建物 278個)
3 韓国	378 筆個 (10.7%)	(土地 217筆、建物 161個)
4 米国	211 筆個 (6.0%)	(土地 98筆、建物 113個)
5 ベトナム	160 筆個 (4.5%)	(土地 95筆、建物 65個)

※「%」は、外国人・外国系法人による取得数に占める割合

※ 中国には香港を含む

○ 国内所在者・国外所在者別の割合



○ 該当事例の多い都道府県

① 東京都	1,558 筆個 (衛生学校・艦艇装備研究所・ニューサンノー米軍センター 553筆個 ほか)	(21,829筆個)
② 神奈川県	339 筆個 (厚木航空基地・厚木海軍飛行場 70筆個 ほか)	(10,792筆個)
③ 千葉県	235 筆個 (習志野駐屯地・習志野高射教育訓練場 57筆個、松戸支処 57筆個 ほか)	(6,488筆個)
④ 北海道	217 筆個 (函館基地隊本部 37筆個 ほか)	(8,595筆個)
⑤ 福岡県	211 筆個 (福岡駐屯地・自衛隊福岡病院・春日基地 97筆個 ほか)	(7,884筆個)

※()は、当該都道府県における取得総数

○ 該当事例の多い注視区域

(1) 衫生学校・艦艇装備研究所・ニューサンノー米軍センター (東京都)	553筆個 (中国 252筆個、台湾 97筆個 等)	(5,386筆個)
(2) 防衛省市ヶ谷庁舎 (東京都)	309筆個 (中国 166筆個、台湾 46筆個 等)	(3,265筆個)
(3) 補給統制本部 (東京都)	262筆個 (中国 158筆個、台湾 59筆個 等)	(2,529筆個)
(4) 練馬駐屯地 (東京都)	169筆個 (中国 141筆個、韓国 9筆個 等)	(2,136筆個)
(5) 福岡駐屯地・自衛隊福岡病院・春日基地 (福岡県)	97筆個 (中国 61筆個、台湾 19筆個 等)	(3,267筆個)

※()は、当該注視区域における取得総数

今後の対応

- 今般の公表対象となった事例を含め、注視区域内の重要施設等の機能を阻害する不適切な土地等の利用を防止すべく、継続的に土地等利用状況調査を実施していく。